

不法投棄は違法です！！

日頃より、市民の皆様には、適正なごみの分別・排出についてご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

近頃、クリーンステーションの利用者ではない方が、分別もせずクリーンステーションにごみを不法投棄しているという苦情が寄せられています。

不法投棄は違法です。

法律に基づき罰せられることがあります。

家庭ごみについては、適正な分別を行ったうえで、自分の使用するべきクリーンステーションに排出してください。

また、粗大ごみについては、留萌南部衛生組合（0164-23-5555）へお申し込みいただくか、資源化施設（旧美サイクル館）へ直接搬入してください。

《ごみの出し方4つのお願い》

- 1 ごみは収集日の朝9時までに出しましょう
- 2 ごみは指定された収集場所（自分の使用するべきクリーンステーション）に出しましょう
- 3 ごみは指定された袋で必ず出しましょう
- 4 分別を守り、適正な排出をしましょう

今後とも、ごみの分別・排出について、ご理解とご協力をお願いいたします。 【問合せ先】地域生活課環境保全係 電話42-1806